

第八回国会 労働委員会 議 録 第四号

(二五)

昭和二十五年七月二十六日(水曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

七月二十六日

委員古武恵市君辞任につき、その補

欠として平野三郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員平野三郎君辞任につき、その補

欠として古武恵一君が議長の指名で

委員に選任された。

七月二十五日

失業緊急対策に関する請願(今澄男

君外六名紹介)(第五三三三号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

失業救済事業の拡充等に関する陳情

書(鶴岡市鶴岡市議会議長佐藤政吉)

(第九四号)

を本委員会に送付された。

出席政府委員

運輸政務次官

運輸事務官

道庁局長

労働政務次官

労働事務官

(労働局長)

賀来才二郎君

労働事務官

賀来才二郎君

労働事務官

賀来才二郎君

労働事務官

賀来才二郎君

労働事務官

賀来才二郎君

労働事務官

賀来才二郎君

労働事務官

二、三の問題をお尋ねいたします。

この改正案の要点の第一が、受給資

格要件を緩和することになっておりま

すが、これが失業前二月におきまして

三十二日以上というのを、最近の日雇

い労働者の稼働状況にかんがみて、こ

れを緩和する。そうして二十八日以上

稼働した場合に、失業保険の支給を受

け得るようになります。こういう点で

ありますが、この三十二日以上を二十八日

以上というように変更しましたこと

は、確かに受給者にとりまして、それ

だけ有利になつたわけでありませんが、

その日数の根拠はどういうところに置

かれたのでありましょうか。まずその

二十八日という、改正されんとすると

ころの日数を割出された基礎をお尋ね

いたしたいと思います。

それからもう一つは、このことによ

りまして、保険料の負担者にとりまし

て、いかなる影響を来すか。保険料負

担との関係、それからこれが予算面と

のつながり、その関連を明らかにして

いただきたいと思います。あります。ま

ず第一にそれだけお尋ねいたしまし

て、その御説明いかんによりまして、

少しく補充したいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 ただいまの御質

問にお答え申し上げます。

受給資格要件を三十二日から二十八

日に短縮いたしましたのは、まず実際

的な問題から申し上げますと、最近の

民間事業における就労等もあわせまし

て、大体全国平均にいたしますと、一

六・三くらいの稼働日数になっており

ます。従いまして地方によりましては、

十五日程度に下つておるものもありま

す。しかし一般的に申しまして、一月

十四日以下に下つておるといふ例は、

ほとんどない実情であります。従つて

現在の段階におきましては、失業問題

として一月十四日、二月二十八日とい

うことになりましたれば、常時安定所を

利用し得る者につきましては、あふれ

ました際に失業保険の資格がつく、こ

ういうふうな実情問題が二つの理由で

ございます。

もう一つの理由は、保険料の負担

でございます。資格要件のみでは

申せないことでありまして、後に三十

八条の問題であります。期待との関係

とからみ合つておる問題であります。

けれども私どもの考えとしては、

は、失業保険経済、特に日雇いの失業

保険におきましては、できるだけ短期

に保険料収入を得ましたものを、それ

に国の負担分をも加えて、できる

だけすみやかに日雇い労働者の方に還

元するといふふうな、短期保険の実を

発揮するといふことが一つと、それか

らもう一つの問題は、保険経済におい

て、保険料収入をこれ以上増加せしめ

ないという二点に立つて、保険経済の

許し得る限りの最高限度までその資格

を緩和しよう、こういうことから、二

十八日という計算を出しておるので

ございます。もし必要がありますれば、

詳細は資料によりまして提出いたしま

してもつけようでございますが、待期

と資格とからみましての保険数に基

きまして、現在の保険経済の許し得る

最高限度まで緩和しよう、こういう考

え方でございます。

それから第二点の保険料負担の関係

はどうなるかというお尋ねであつたの

であります。が、保険料は現在におきま

して、この保険料をさらに上げようとい

う改正は考えておりません。現在の

保険料収入のままでひとつやつて行こ

う、こういうことでありまして、保険

料の負担の増額は一切ない、こういう

ことでございます。以上簡単でござい

ますが、お答え申し上げます。

○柳澤委員 ただいまの御説明で大体

わかりましたが、そういったとこの

改正によりまして、どれだけの金額

でどのくらいの人員を救済し得るか、

はつきり申し上げますと、旧来より稼

働日数が減つてゐる、その関係からこ

れを短縮するといふこととあります。か

ら、この稼働日数の減少と比例をとつ

て考えられたものかどうか、一口に言

えば、積極的に受給者の救済が旧来以

上に増されるかどうか、救済の積極的

な増大といふことが見られるかどうか

という点を、御説明願ひたいと思ひま

す。

○齋藤(邦)政府委員 ただいまの御質

問にお答え申し上げます。支給資格を

今回の改正法律案におきまして、短縮

いたしました場合の結果の問題でござ

います。大体現在安定所を常時利用

いたしております日雇労働者は、二

十七万人程度あるのであります。この

二十七万人のうち、現行法すなわち

三十日分以上ということでは資格を考へて参りますと、その約二十七万人のうち六〇%きり、現在のところでは資格がつかないという状況でございます。その六〇%きり資格のつかないものが、今回の二十八日ということに短縮いたしますと、正確なことはまだわかりませんが、大ざっぱに申しまして七〇%以上のものが資格がつく、大体こういう計算になっております。そのほかまた待期の問題その他もありませんけれども、大体において安定所を常時利用するところの人々でありますならば、一応あふれたときには失業保険金をもらへる。もちろんあふれたときに失業保険金を支給するには条件等がございますが、まあ、何とかあふれたときには失業保険をもらへることにならうかと思つております。保険数理から申しますと、現在では六〇%程度ものが七〇%以上資格がつく、こういうふうな積極的な緩和されて参ることを存じております。

○柳澤委員 ただいまの御説明で、この改正は結果から見て、積極的に一〇%以上の救済を増大する結果になるというお話でありまして、その点はよくわかりましたが、今日の失業の状況から行きますと、実にこの一〇%の増大はなほだ心細い限りでありまして、私どもはもつと積極的な効果を上げる方法を切望いたしております。

そこで、この改正がわずかにこういつた点だけでなく、もう少し全体的に、もとより創設日浅い制度でありますけれども、もつと積極的な受給の増大をお願いしたいと思つております。これは希望でございます。なおただいま申されました御説明が、数

字として資料をもつて示されることによぶさかでないというようなお話でありましたが、今後の希望といたしまして、こういつたような改正につきましても、やはりできるだけ詳細な資料を政府において頒布していただきたい。これを資料として前もって検討いたしまするならば、もう少し積極的な改正の点を掘り下げて行くことができるのではなからうかと思ひます。これを希望いたします。

それからもう一つ、これは御提案の改正要点そのものについて、具体的な問題でありませんが、どうも失業保険というものが日雇い失業まで拡張せられて、今日大分完備したかに見られますけれども、わが国の失業は單なる経済の変動に基づく失業でなくして、もつと深刻なものがあるところでは、おそろしく何人も認めるべきところでありまして、これらにつきましても、單なるわずかの部分の改正にとどまらずして、もつと積極的に保険法を活用せられ、また、事業そのものの拡大とか、地方自治団体に対するところの起債認可の拡張とか、いろいろ大きな問題もあらうかと思ひます。もつと根本的には、日本経済の本質に拘り下げまして、失業対策というものは立てなければならぬ大きな筋があるかと思ひます。山村政務次官がおられましますので、そうした失業急事業に対するところの政府の考えを、この失業保険に關連して、簡単に申すところから、御方針を御説明願ひます。

○山村政務委員 ただいまの柳澤委員の後段の問題につきましては、まことに御説のごとく、現下の失業問題は、わが国の現状といたしまして最も重要

な問題でございまして、何といたしましてもこれが解決に万全を期さなければならぬのでございまして。今回のこの保険法の改正も、その一翼を担うのでございまして、同時に確かにこの失業保険のみをもつていたしましては、失業問題の根本的な解決は、どういふことを期することが不可能でございまして、従いまして一面におきましては失業対策費の増額、なおまた公共事業費の運用面におきましますところの雇用の面は、ぜひとも失業者を大中に吸収いたす等の方針をもちまして、積極的な失業者の救済の方法をとりたいと考えておる次第でございまして。

○赤松委員 失業問題に關しましては、二十五年年度予算の執行の問題、あるいは地方財政との関連性、その他恒久的な失業問題対策に關する政府の諸対策について、お伺ひすることは多々あるものでありますが、昨日の理事会でも決定いたしましたように、本日は大休午前中でこの法案を本委員会へ上げることになつております關係上、ごく二、三點要約して御質問をしてみたいと思つております。

まず第一点でございしますが、政府が本年度予算に計上いたしました失業対策費の四十億の期別配付案、あるいは各期の配付金額、こういうものにつきましても、どうなつておるかということをおまづ最初にお伺ひしたいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 ただいまの赤松委員の御質問にお答え申し上げます。本年度の失業対策事業費四十億につきましても、第一・四半期におきましては十億を支出いたします。第二・四半期におきましては、繰上げ支出の關係

がありまして、十三億ということになつております。先般の閣議決定の趣旨に沿ひまして、残額は大体三・四半期、かようなことになるかと存じております。

○赤松委員 大体その数字は承知しておるのでございしますが、第一・四半期の十億の分から七千万円、それから第二・四半期の分から八千万円、第三・四半期の分から七千万円、計二億二千万円というものが、退官手当に流用されておるといふことを、私どもは大蔵省の責任ある者から聞いておるのでありますが、この点に關しましてはいかがであります。

○齋藤(邦)政府委員 ただいま御指摘の通り、政府職員の退官手当に一部の金額を流用いたしております。すなわち政府職員退官手当は、本年度の四月十五日から、安定所において現金を支給することに相なりました。各省各庁からの退職手当を、一応安定所の方の退官退職手当の中に注ぎ込みまして、そして安定所が支給するというやり方になつております。その予算を一応九千二百万円計上しておたのであります。しかしながら現実には支拂つて参りますと、九千二百万円ではとても足りないといふことになつて参りましたので、失業対策事業費から七千五百万円を第一・四半期分として流用いたしております。さらに第二・四半期分として七千九百五十万円、計約一億五千万円を流用いたしております。しかしながらこの金は、御承知のように各省各庁の退官退職手当の残部に入るべきものであります。財源はすでに各省各庁にあるわけでございまして、そこで一応失業対策事業費から流用はしておきましますけれども、財源はあることであり

ますので、次の補正の際にこれを返還する。こういう約束のもとにこれを一応流用してある、こういうことに相なつておる次第であります。

○赤松委員 次の補正の際に返還すると申しましたが、次の補正が可能であるか不可能であるか、またどの程度されるかといふことも、實際未知数である。ことに今日失業問題は、本日は参議院におきまして、緊急失業対策に対する決議案が上程せられることになつております。おそろしく提案理由の説明を終つておると思ひます。昨日はまた本院におきまして、共産党を除く各派の共同提案によりまして、政府に對して強い要望をした。参議院の決議は、議運で決定いたしましたその案文を見ますと、審議会の要求しております九十億の補正予算を、必ず出せといふところの強い決議であるのでございします。このように現下の失業状態が、非常に喫緊な問題として論議されておりますときに、こういうような流用をやつてよいかどうかといふことは、きわめて問題であるのでございします。しかもこのことが、一般日雇い労働者の間に広く喧伝されて、政府は口で失業対策の重要を強調しながらも、實際は予算面におきましてはこのようなことをやつてゐる。このことは結局失業問題に關して、ほとんどこれを輕視するやうな状態であるといふことが、広くいわれておるのでございします。ことに私一番不満でございしますのは、先般労働省が出しました労働白書でございます。この労働白書を読みますと、われ／＼と基本的に考え方が違つてゐる。政府は統計によつていふ／＼な趨勢を洞察されるのでありましようが、

われ／＼はむしろその統計の底にある日本経済の動向というものを考えまして、そこからこの次の失業問題はどのような形をとって現われて来るか。さらにこの失業問題というものは、緊急失業対策でもって慢性的な失業状態が解消できるかどうか。これは朝鮮事変の問題にも関連し、あるいは資金、国家の財政、こういう全般の問題と関連するのでございます。労働省の統計によりますと、こういう面がほとんど考えられていない。そうして單なる数字のものをあそびをやつておるのでございす。現に労働白書の中には、本年においてはなお多量の過剰労働力がある。従つて失業労働者の増加が危惧されていたが、既述のごとく完全失業者の増加は輕微であつた、こういうことがうたわれておる。これこそ官僚のデスク・プランである。実際の状態とはなはだしく相違している。東京都における労働手帳の配付数を申し上げますならば、二十五年度の一月におきましては二万二千九百六、二月においては二万六千四百三十、三月においては三万一千六百五十四、四月においては三万四千四百二十九、五月においては三万五千八百八十五、六月においては三万六千二百三十九、こういうふうに次第に増加の傾向を示しておるのでございます。また東京都は、少くとも都自身が緊急に一応失業対策の形を整えようとするれば、十億円の金があるというところ、都自身が申しておることは、御案内の通りでございます。こういうふうに失業問題が非常に急迫した問題として、今日国会で論議される。こういうときにいかような理由がありましようかと

も、国の既定予算によつて国会の承認を経て決定されましたものが退官手当に流用される、補正の際には返すことになつておるから心配するな、こういうことではほんとうにまじめに失業対策というものを担当が考えておるかどううかということが、はなはだどうも疑われるのでございます。これは片々たる法規の問題でなく、問題は労働行政に關してどのような熱意を持つておるかというところに相なるのでございす。むしろ労働省はそういうものをば他に流用することよりも、流用を避けばかりでなく、積極的にこの予算面をば拡充して行く。言いかえれば、この四十億の予算というものは十二月に繰上げ支出をするというくらいにまで、情勢はなつて来ておる。従つてこの十二月までに四十億で足りなければ、さらに政府に対して補正追加を要求する。昨日私が説明いたしました決議案の中におきまして、補正追加をなすべきであると申しましたが、これは自由党の諸君も御賛成でございまして、他の会派の諸君も御賛成であつたのでございす。従つてむしろ積極的にこの四十億の予算の支出をば繰上げにするとか、あるいは大巾に広げるとかいたしまして、さらに一月からの補正予算につきましては、国会もまた政府もほんとうにこの面で努力をいたしまして、でき得る限り可能な限り補正予算を多額に計上いたしまして、現下の失業対策に對処する、こういう努力、こういう熱意が労働行政内外にあふれておりますならば、ある程度失業者諸君も協力もし、納得もするのであります。しかるに政府は、国会の承認を経てつくられた既定予算のうちから、二

億に上るいろいろな多額の金を退官手当に流用して、補正の場合には返すようになつておるから、それでいいのだという態度には、われ／＼は納得できないのでございす。一体補正ができないつた場合には、あなたはもう御責任をお負ひになるか。はたして補正ができるかどうかを、確信を持つてあなたはどの委員会に御答弁なさるか。あなたがどうも、もし補正をするところならば、本日参議院において決議されるであろうところの、あの決議案に示されておる九十九億の補正追加というものが可能であるかどうか。こういう点について明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○保利國大 赤松さんの御所見に對しまして、私はまったく同感に存じております。政府職員は退職資金に一部流用せられたというところは、財政操作の上からどうもやむを得ない事情もあつたやうでございすから、このことは非常に遺憾には存じておりますけれども、その面からいたしまして、政府職員で退職せられた方々に対する資金の扱い方としては、やむを得なかつたのではないかと。ただし先ほどから安定局長も申し上げておりましたように、これにつきましては、そういたしましてつきまして十分の善後措置は、政府といたしましての方針でございすから、さう御了承願つておきたいと思ひます。なお今後の日雇ひ労働者に対する緊急失業対策費の補正の方針につきましては、御承知のように、多少複雑な様相を呈して来ている面もございす。昨日の衆議院の御決議もございすし、私もといたしましては、できるだけ御趣意に沿ひ得る努力をしなければならぬ、かように考えております。ただ参議院の方で九十億の金額の補正を、ただちにやるべしというやうな御決議があつたかどうか、私まだつまびらかにいたしませんけれども、私はこの緊急失業対策並びに失業保険をもつて、御心配の点に對しては十分対応して行きて得るやうな方法を講じなければならぬ、さうに決心をいたしている次第でございす。

なればならない、かように考えております。ただ参議院の方で九十億の金額の補正を、ただちにやるべしというやうな御決議があつたかどうか、私まだつまびらかにいたしませんけれども、私はこの緊急失業対策並びに失業保険をもつて、御心配の点に對しては十分対応して行きて得るやうな方法を講じなければならぬ、さうに決心をいたしている次第でございす。

なればならない、かように考えております。ただ参議院の方で九十億の金額の補正を、ただちにやるべしというやうな御決議があつたかどうか、私まだつまびらかにいたしませんけれども、私はこの緊急失業対策並びに失業保険をもつて、御心配の点に對しては十分対応して行きて得るやうな方法を講じなければならぬ、さうに決心をいたしている次第でございす。

際は参らないと思う。一月からどうするのだというときに、やはり問題があるのだから、当然労働大臣としては、一月から三月まではこれくらい、四月から六月まではこれくらい、七月から九月まではこれくらい、十月から十二月まではこれくらい、というようにお見込みは、りっぱな労働大臣でありまして、私はすでに立つておられるのでありますが、ひとつそれを示し願いたいと思うのでございます。

○保利國務大臣 失業対策事業費の残額の繰上げ支出につきましては、先ほどもお話しなつておりましたが、実は十二月一ぱいはどんな事態が来てもこれでしのいで行くのだというふうな、きゆうくつな考えは持つていないのであります。事態に即応いたしまして、機動性といひますか、一方において今までの一般公共事業における吸収率といふものはどうであつたか、しかし今度やろうとしております見返り資金による公共事業の吸収率は、こういうふうに行きたい。それらがどういうふうな実際の面に現われて参りますか、その現われて参りました面とにらみ合せまして、できるだけ残額を分を機動的に効率を上げるように使つて行きたい。しかも御趣意の線に沿つて使つて行きたい、かように考えております。一月以降に於いてのものは、実はただいまのところ私まだ腹案がございませぬけれども、少くとも一月以降を今日より、あるいは第二、四半期、第三、四半期よりも事態を悪くするよりなことは、絶対にいたさないつもりでありますから、さう御了承願ひいたします。

○赤松委員 私の聞こうとしておられるのはそこにあるのではなくして、先ほ

ど労働白書の問題を取上げましたが、労働省の見解は、完全失業者といふものの増加は軽微である。ところが経済安定本部の発表によりますと、これから失業者は相当増加して来るというところを言つてゐる。このように政府に二つの意見があるといふことは、結局経済安定本部は日本経済の現在及び将来、あるいは国家財政や資金、金融、そういうものの全体を総合して、経済はどのように発展するだろう、従つてそこにはこういう形で雇用量がむしろ減つて、そうして失業者はふえて来るかも知れない。こういうことを言つてゐる。労働省の方ではそうでなくして統計にたよつて、その統計から問題を割り出して行く。こういうふうなところ、私は違ひがあるのではないかと思ふ。そこで保利労働大臣は、いわゆる事務官儀的な考え方ではなくして、これらの失業状態を十分お見通しなさつて、この程度の失業対策でいいかどうか。これは二十五年度予算を立てたときに、これでいいということをお考えになつて、政府の方でお立てになつた。ところが実際にやつてみると、これでは足りないといふことで、結局繰上げ支出をするといふことになつたのでございませぬ。この面からだけいつても、これは前の鈴木労働大臣の大きな責任ではないかと思ふのであります。従つてこの際四十億の予算でもつて、十二月まで十分にまかなつて行けるかどうか。さらに二月からは、大体現下の失業状態とにらみ合せ、どの程度の予算を必要とするか。こういうことを一言言つていただければ、幸い八月からは二十六年度の予算の編成もございませぬでしょうし、われ／＼労働委

員としては非常に参考になると思うのでございませぬ。ぜひひとつ政府の御見解をお述べ願ひたいと思ふのでございませぬ。

○保利國務大臣 ただいまお尋ねの、来年度予算にこの事業費をどう扱うか、並びに一月以降の補正予算については検討を加えておられますけれども、御承知のように相当情勢に変化の徴も現われておりますし、十分の検討を加えておられます。先ほども申しましたように、ただいまはなほだ恐縮でございませぬけれども、一月以降の補正を幾ら幾らすけれども、二十六年度予算の事業費を幾ら幾らすの確に申し上げられないことを、非常に遺憾に思ふのでございませぬけれども、大体先ほど申し上げたことによつて御了承願ひたいと思ひます。

○土橋委員 私はきわめて簡単な問題からお尋ねしたいと思ひますが、今年の三月一箇月間におきます失業保険紙幣発行総額と、これに対する同月の失業保険金支給総額について、もし知つておられれば伺ひたい。三月といわず、四月、五月、さらに六月等についても、資料をお持ちせなれば、御説明をお願いしたいと思ふのであります。

○齋藤(邦)政府委員 失業保険の保険料収入と保険金給付であります。保険料収入の方は昨年の十一月から開始いたしましたので、五月末までに保険料収入として約二億二千万円を徴収いたしております。五月末までに保険料収入として本年一月から開始いたしましたので、五月末までに約一億四千万円を給付として支給いたしております。

○土橋委員 ただいま議題の中心となつておられるのは、失業保険に関する受給資格の緩和、あるいは待期日数の緩和といふことであらうと思ひます。そこで今お話しなつております内容を承りまして、失業保険に關しては、すでに政府が発表しておりますように、日雇い労働者に対して、三億七千二百四十万圓という失業保険の予算が計上されておるのであります。なおかつ今の答弁によりまして、二億二千万圓程度の収入があるものであります。しかるに保険金額の支拂ひの総額は一億四千万圓程度である、こういう御説明でございませぬが、私の知つております資料によりますれば、少くとも今年三月一箇月間を取上げまして、失業保険の印紙発行総額は四千四百七十七万圓であります。これに對して、同月中の失業保険金支拂ひの総額は一千四百九十九万圓であります。こういう計算から見ますと、かりに三月一箇月の計算を見ましても、政府は失業保険の印紙発行総額におきまして、二千五百万圓の収入と相なつておるのであります。こういうふうな積算をいたして参りますならば、失業保険といふものは、日雇い労働者に関する限りは、現実に失業を救済してゐないのではないかと。こういう点が計算の推算から出て参ります。労働省がここにあげております三億七千二百四十万圓といふものを補助することになれば、今あなたが御説明になつたことと違ひではないかと。この点が考えられますが、これについて明確な御答弁をお願いしたいと思ふのであります。

○齋藤(邦)政府委員 ただいまの土橋委員の資料は、何を根拠にされておられるのか、私もには不明でございませぬ。保険料収入は印紙として納めてお

りまして、そちらの方からちゃんと報告が来るのであります。先ほど申し上げた通り五月末には約二億二千万圓、給付としては五月末に一億四千万圓、それ以外の資料は私の方はございませぬ。土橋委員の資料は何を根拠にされておられるのか、私もわかりませぬので、それ以上お答えすることは困難であります。

○土橋委員 齋藤局長のお話は、私はきわめて不親切な御答弁であるように思ひます。なぜなら私が申し上げておる基本的なものは、国家が少くとも日雇い労働者に対しては、ここにも数字がありますように、年間を通じて三億七千万圓という膨大な資金を出してあります。それに加えて、今日の御説明によりまして、五月まで今日の御説明によりまして、一億四千万圓であります。そういうものを積算してみますと、この失業保険に關する問題については、政府は真剣にこの問題の救済を十分やつていないといふことが考えられる。こういう点を私は申し上げておるのであります。

次に質問を申し上げますが、今改正の要点になつておられますことは、先ほどあなたも柳澤委員の質問に答弁されておりますように、この資料は四月であると思ひますが、全国的には少くとも一六・三日の稼働日数である。こういうことをあなたは今仰せになつたのであります。そうしますと、東京都のような場合にございましては、少くとも今日普通常識におきましては、稼働日数は二十日前後であらうと私は考えるのであります。ところが今もいろいろ質問しておりますように、現在就労

手帳を持つております者が、赤松君の資料によりまして、三万六千三百有余でございます。ところが現状では概括的に申しまして、約三万七千程度の手帳を持つておられるものと考えられます。ところが今日少くとも登録を要する失業労働者は、東京都だけにおいて十七万あるといわれております。これはすでに林東京都労働局長が申しておることでありまして、私はこれを本人から直接聞いております。そういう状況下において、東京都におきましても五万の就労手帳を下付するものが必要だといわれるのであります。そうすると全国的な基準においては一六・三の基準でありまして、これが東京都だけを考えましても、五万の就労手帳を下付して、なおかつこれによつてあふれる者が相当あるのであります。そうすると少くとも失業労働者に対しては、就労手帳を全部まわすということになります。ならば、あふれると申しましようか、働くことのできない日数の割合は非常に拡大して来るのであります。全国的な平均が一六・三であるのに、東京都の場合の稼働日数がかりに二十日といたしまして、それがさらに五万人の手帳を要するということになれば、現在東京都の持つております失業対策の費用のわくがきまつておりますので、そうなつて来ると失業自由労働者のあふれる率が非常に多くなつて来る。そこであなたが今根拠にしておられます失業保険の給付資格の制限の緩和に、二月間を通じて三十二日というものを、二月間を通じて二十八日にするという、この比率の根拠がきわめてあいまいになつて来るのであります。なぜかなら、今申し上げたような

状況でありますから、少くとも稼働日数は一二・七くらいに落ちて来るだろう。これは今までの林労働局長その他の言を積算をして計算してみますと、こういう状況になる。そうするとかりに二十四日ないし二十五日の場合を考えましても、なおあふれる者が増大するという計算になるわけでありまして、なぜそういうものを計算上においても考えられ、金額の点においても明瞭でありますのに、今度の改正では、あなたの方の御意見では二十八日としておるかという点を、いまだ一度私は明確にお聞きしたいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 先ほどもお答え申し上げましたが、稼働日数は本年四月の全国平均一六・三というところでありまして、ところが五月になりますと一六・八というものが、全国平均の稼働日数になつております。しかも御承知かと思ひますが、四月、五月というのは全国的に申しまして、例年過去の例を見ましても、公共事業の事業量が少い月であります。しかして特に本年度におきましては、いろいろな地方税等の関係等もありまして、特に公共事業の稼働が非常に少いということ、一般の就労日数が非常に少い月であつたのであります。そういうふうな最近におきましては、一番就労状況の悪い月が四月、五月であつたと思ひます。そういうものを資料として計算いたしましたので、大体保険経済の許し得る最高限度をとりまして、今回の改正法律案のような比率になるのであります。しかしてまた将来の問題といたしましては、先ほど大臣からお答えがありましたように、対日援助見返り資金の公共事業が始まる。それから本年度の九百

数十億の公共事業も始まつて来る。どうんどう始まつて来るということから考えまして、四月のような全国平均一六・三というふうなことはならぬものといふふうに私は考へて、少くとも全国的に見ますれば、大体二月に二十八日、十四日ということでありまして、まあ、資格はたいしていつけて行くことが出来るというふうな状況にとらみ合せ、保険経済の最高限度といふものとにらみ合せて、一応今回の改正法律案のような二十八日というようにいたしました次第であります。

○土橋委員 齋藤局長のお話は、非常に都合がよくなつて行くであらうという見通しの上に御説明になつておりますが、このような御説明は、前の鈴木労働大臣の御答弁のみぎりにも、十分分れ／＼は拜聴しておるのであります。たとへば外国貿易の振興によつて、雇用量の増大は非常なものである。であるから失業者はいよ／＼救済されるというよりなことは、本委員会におきましても、第七国会におきましても、勢頭あるいは会期中を通じて、鈴木労働大臣は強調し、なお説明をしておつたのであります。私はあなたの御説明も、そういうふうな方向のものではなからうかと考へるのであります。それは先ほど赤松君からいろいろ指摘されておられますような点から考へましても、私は安本の方の現在の労働情勢に対する見通しは、願ひ労働者約五十万、あるいは潜在的なものを加へるならば相当数でございます。そういうものを、今あなたが仰せになつたようなものの内容で雇用量が増大することによつて、全部吸収するというような考へ方は、いささか自由労働者の場合

にも私は適応できないものである、こゝろ申し上げたいと思ひます。そこで待期待期日数を七日から五日というのを改正しまして、あなたの方の御意見によりますと、通算した者は六日、連続してあふれた者は四日、こういうふうな案が出ております。ところが実際自由労働者諸君の生活を考へてみますと、御承知のように平均的扶養家族は三人であります。これは労働省の方でも認めになつておると思ひますが、三人の家族をかかえておる者が、かりに連続して四日間あふれた場合を例にとりまして、いわゆる俗に二コ四と申しておりますが、二百四十円で連続四日間あふれて一日の日当が幾らになるか。まずこの点を私は考へていただきたい。いかに東京で、政府が申しておりますように、物価が下つたといはしても、日常生活の配給は非常に円満な状態に行つておると考へまして、三人家族をかかえておる者が、四日間連続あふれて、その次に二百四十円をもらひまして、どうして食べて行くでございましょう。そういう待定期間を考へておることが、私は非常に不都合であると思ふ。また六日の場合を例にとりまして、かりにうち一日働いて、次の日を働いた場合を想定しても、六日間を通じて二コ四が二重なつたといはしても、実際は二百四十円全部現金手取りにはなりません。東京の場合、あるいは三鷹方面を例にとりまして、手取りはおそらく二百円前後であらうと考へられるのであります。そういうしますと、三人家族をかかへまして、六日間を通じて二百円、合計四百円でありまして、

四百円で一日の生活がどういふことになるでございましょうか。こういうような状況において、なお失業保険がもらえる額は、この百分の六十であると思ひます。少くともあなたの方は失業保険法の第一案をどういふふうにつくつておいでになる。第一案を讀み上げてみますと、「失業保険は、被保険者が失業した場合に、失業保険金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とする」とあります。ところがこの失業保険に關する限りは、生活の安定はあり得ないのであります。そういう待定期間をとらに自由労働者諸君に設けておるといふところに、私は非常に異議があります。少くともこういうようにして失業保険を頂戴した場合は、その百分の六十でございまして、それで平均三人家族が食べて行くかどうか。二コ四で四日間三人家族がやつて行けるといふ実績を見せていただきませんと、この改正が失業保険法の第一案に規定するところと背反する、かように思ひますので、事務当局の御見解を一応承つて、さらに労働大臣もおられますので、二コ四で一体ここに書いてあるような連続して四日、次に百分の六十もらつて食べて行くかどうか。この点明確に御答弁を願ひたいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 まず御質問の中に、多少数字等で食い違つておるのではないかと申される点があります。かゝる、そこから申し上げますと、東京におきましては失業対策事業の賃金は二百四十五円でございまして、所得税はかかることになつております。保険料の三円を差引きまして二百四十二円

を支給することに相なつております。それから保険給付は、百分の六十とおつしやいましたが、それは一般失業保険のことでありまして、日雇いの方は定額制の百四十円ということになつております。なお二百四十五円の問題は、これは御承知のように一般職種別賃金によりまする重労働の標準賃金をとつておるものでありまして、私どもといたしましては生活の問題は一応別として、一応賃金形態といたしましては、東京における重労働の標準賃金をとつておるといふことにおいて、私どもは適當である。かように考えておる次第であります。

○土橋委員 今齋藤局長のお話を聞きますと、日雇い労働者諸君には、一箇月間を通じて全部の稼働が許されるという状況においては、あなたの御説も一応政府側としては立つてありますやうが、稼働日数が二十日、よくて二十二日という程度であらうと思ひます。そういう状況から考えまして、なおかつこの支給の総額を考えまして、今あなたがお話しになつたような重労働者の一般の賃金の標準に合致するというような説明は、いささか言い過ぎではなからうかと思ひます。なるほど形式的な方面におきましては、そういうふうに考えられます。が、二〇四を二十二日あるいは二十日に加えまして、これが重労働者の平均賃金に該当するという説明は、これはいささか私はあなたの言い過ぎではなからうかと存じております。そこで問題の中心点はそこにあるのではなくて、問題は失業保険のこの法律を審議中でございますから、私が特に申し上げ

げた!と思うことはたくさんある。あるのはありますが、連続して四日間あぶれて、そうして今あなたがお話になつたような百分の六十よりもなお下まわるもので、平塚家族三人の者が食べて行けるかどうか。食べて行けると言うならば、その資料を私は拜見したいと思うのであります。私が申し上げておることを勘違いしないで御答弁願いたいと思います。なお労働大臣も山村政務次官もおられますので、一体二百四十円というようなものを毎日もらいまして、なおかつ保険金がもらえらるなら問題ではございません。連続してあぶれて四日目に、今申されました

ように百分の四十五でございますか
 そういふものを頂戴して三人家族がや
 つて行けるという資料をもしお持合せ
 があれば、参考のために拜聴しておき
 たいのであります。その点を私は申し
 上げておるのであります。でございます
 すから労働大臣も今の失業保険の金額
 で、通算して五日、六日、あるいは継
 続的に四日で、この失業保険で平均三
 人家族の者が食べて行けるという資料
 があれば、私寡聞にしてよく存じませ
 んので、後学のために聞かしていただ
 きたいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 御承知のように失業対策事業に就労するところの賃金は、先はどもお話し上げましたように、一般職種別の重労働の賃金が百九十五円から二百九十五円であります。その中間をとつて二百四十五円、こういうことになっているのでございます。これは民間事業の一般標準賃金というところであります、ブレジエリリシング・ウエージによるものでございます。私はその賃金は必ずしも低いものでは

だとは考えておりません。

それから生活云々という問題であります。生活保護法等に比較いたしますと、現在のところ大体一月に十六日ばかりに働くと言算いたしますと、全国平均百九十三円の賃金でありますので、その総額が十六日で四千百二十二円になるのであります。日雇保険の収入を大体九日分と見まして、四千百二十二円ということに相なるのであります。御承知のように国民の最低生活を保障いたしております生活保護法から比較いたしますと、それよりは十分上まわつていゝものと考えています。次第でございます。

○土橋委員 働いている自由労働者諸君が、今の安定局長のお話によりまして、生活保護法よりは多少上まわつてゐるから食つて行けるじゃないか、こういう説明に聞き取れるのでございますが、ほかの委員諸君もそういうようにお聞きになつたと思ふのであります。しかしながらこれらの諸君は、一体自分の希望によつて失業したものでございませぬ。これは政府の政策やあるいはドツジ・ラインを通ずるところの、経済的な基本的なものから起つてゐるのでございます。そういうよう

なものに対して今のような御説明で生活保護法よりは若干上まわつてゐるからやつて行けるということでは、われわれには了解できないのであります。でありますから、われ／＼は今ここに書いてありますような改正の、少くとも通算をして六日、継続をして四日間の待期間を、失業労働者、自由労働者諸君に付与するという規定は、決して緩和ではないということを申し上げたい。なお労働大臣や山村次官は

御答弁ないようでございますが、私はこの御答弁ないことは決して善意にはとれません。少くとも労働大臣が御出席になつておりまして、今私が御質問

申し上げているような内容は、常識的な問題であります。そういう内容について御答弁ないことは遺憾でありまして、この失業保険の改正は、かかる意味合いにおいて、私たちの見るところからするならば、政府が現下の情勢を考へまして若干の修正はしております。ようが、根本的な解決にはなつておらないということを私は申し上げたいのではありません。できるならば、この待期期間というようなものはなくして、あぶれたら即日ただちに保険金を支拂うというような体制にすることが必要じゃないか。なお受給資格の要件につき

まして、先ほどの答弁を承つておりますといろ／＼な点がございしますが、この二十八日につきましても、今あなたが大委員会において御答弁なさつておられますように、一六・三というものが現実にはもつと下つて来るのであります。でありますから、こういう二十八日というような稼働日数を見込んでの印紙添付は、突発問題として不可能であるということが考えられるので

あります。でありますから、もつと大幅にこれを下げることが絶対に必要であるということをし上げて、そういうものに対して一体労働大臣は将来義処されるお考えがあるかどうか、この点を承つておきたいと思ひます。

○山村政府委員　ただいまの土橋委員の御質疑にお答えいたしますが、要は、待期日数をなくするようにすればいいじゃないかという御趣旨のように拜聴いたしますのでありますが、なるほどその

点は私どもといたしましても望むところでありますが、一応保険経済の運営上から、最低のところをただいまのところ出したわけでございます。

な お先ほど来食えるか食えないかという御質疑がございましたが、これは非常にむずかしい問題でございまして、かつて土橋委員が全連の委員長のとときに、私逡信参与官をしておりまして、よくこれで食えるかということも言われて、あなたに怒られたこともございましたが、これは非常にむずかしい問題でございまして、ただいま齋藤局長から御説明のように、自由労働者の平均賃金から割出しておりますので、ただいまのところでは妥当なものであると考えておる次第でございます。

○倉山委員長 この際石田一松君から
関連質問を求められておりますから、
これを許します。石田一松君。
○石田(一)委員 簡単にちよつとお聞
きたいと思います。実は本修正案に
直接関係があると言えないかもしれま
せんが、まことにこれは重大問題だと
思うのであります。それは自由労働者
が職業安定所に最近非常に押しかけま
して、新聞の報ずるところによります

と、居すまいし事件も起き得る。この点について、保護立法を改正なさるる政府の趣旨もわかるのであります。この自由労働者が押しかけることによりまして、職業安定所に勤務しているところの従業員が、朝早くから夜おそくまでくぎづけになる。中には身の危険を冒してまでも、何とかおとなしく話をつけようといううなことで、非常に過勞な勤務をしておる。これに對して労働者として、特に職業安定局長

○石田(一)委員 善処なさつておるといふことで安心したのでありますが、私たちの耳に入りますところによりますと、疲れからばつ／＼不満等が出て参りまして、もし職業安定所の職員と職を求めらるゝいわゆる自由労働者等が、一つグループになつて騒ぐなどというような事態が発生いたしますと、これはゆゆしい問題であります。ぜひこの点については十分なる処置を講ぜられ

は、きのうも本会議で反対討論のとき

障ということが、引きかえ条件として

する民間産業の振興によつて、失業者

とは、私はおそらくあなたにも御異論

のあらうはずはないと思います。と申しますことは、要するに輸出産業の上で立つて日本の国民経済の前途は期待できるものがあるのではないかと。これはいろいろ困難な状態に置かれておりまして、国策として強く推進されて行かなければならない。そうすることによつて失業問題も根本的には解決せられて来るであらう、こういうことを申しておるのでございます。

○倉石委員長 中原君に申し上げますが、先ほどお話し申し上げました通り、一般失業問題については、次会に一日ゆつくりすることをお話をしておきます。もう申合せの時刻も過ぎておりますので、なるべく本日は本法の関連事項だけにとめていただきたいと思います。

○中野委員 もう一言だけつけ加えさせていただきます。労働大臣の御答弁のように、輸出産業の問題はだれもがこれを承認するところであらう、もちろんそうであります。私もその点を重視するから申し上げたのですが、ただいまの国の動き方から考えまして、あるいは国と申しますよりも政府の方針から考えまして、日本の海外貿易を推進して参りますための最もよき条件、有利な要素を破壊しつつありはしないか、こういう見解なのですか。従つて有利な要素を破壊するような政府の方針が推進されて参りますことによつて、貿易産業の振興は單なるから念仏になるわけでありまして、従つてそういうことに対しては、やはり閣僚の一人として、少くとも閣僚会議に出席せられる労働大臣としては、相当の御見解があると考えましたので、この点を申し上げたわけでありまして、従つて失業

保険法に関する諸問題の解決を決定いたしますときに、おそらく私に將來のわが日本の産業、それに関連しての失業問題、あるいは労働問題を解決するための根本方針というものが、間違いない線の上に乘せられておられなければ、どのような法律案を決定いたしましても、それは現実の問題として大きな矛盾を生じて来ると思ふのであります。これはけだし労働行政に対する根本的な労相の態度が、いつの場合も最初に必要な、こういうふうに考えたので御質問申したわけでありまして、委員長からの御注意もありますので、そういう総括的な大きな問題に關しては、また次の最近の機会において話を進めて行きたいと考えるのであります。従いまして私は委員会の御意向を尊重して、その点はあとに残すことにいたします。

さて、先ほどから失業保険法との直接間接問題として、職安における日傭い労働者諸君の問題がいろいろ取上げられておるのであります。この点に關しまして政府の考え方の上に、必ずしも妥協適切でない点がある、必ずしもというよりも、むしろ私から申しますならば、はなはだ遺憾な点があるように思ふのであります。この職安に集まつて参ります日傭い労働者諸君は、みづから事を好んで願ひでおるのではない。なぜ願ひか、なぜ職安にこせの主張をするか、なぜ輪番制に反対するか、その日のあふれに対して日傭い労働者が悲痛な、まづたく言ひ知れぬ生活に対する恐怖から、いろいろなこと、要請しておるということについて、政府がこれに対して適正な認識をまず持たなければ、この日傭い労働者諸君

の当面する問題の解決はできないと思ふのであります。従いまして労働大臣としてこのあふれを中心とする職安現場における日傭い労働者諸君の要請に對する御見解をまず最初に承りたい。○保利國務大臣 先般の会議で柄澤さんに詳細にお答えいたしましたところで、御了承を願ひたいと思ひます。

○中野委員 それではさらに、その職安の現場で、そういういたわば紛争的なことが発生して参りますたびごと——というよりむしろ労働者が職安に集まりましたたびごとに、警察官憲が非常に多数動員されて、しばしば昔の取締りの態度が、あの職安を中心とする一角に毎日のように現れておるのであります。これは職安に集まります労働者諸君が、みづから責任のある労働組合をつくりまして、その労働組合の統制のもとに行動しておる。その正当な労働組合運動の動靜に對しまして、警察官憲がそういうことをあえて繰返すことが許されていいものかどううか。こういうことについて労働行政の責任者としての労働大臣の御見解をただしてみたい。

○保利國務大臣 その点につきまして、私の考え方は申し上げたわけでありまして、要は今日の経済状態のもとで、仕事を失われて失業をせられて生活に追われておる方々が多数職安にお見えになつて、その方々をできるだけ多く就労させる。就労の機会をおつくりするというのが、私も一番大事に仕事だろつと思ひまして、政府としては全力をあげてその改善に當つておりますけれども、仕事をいたしたい、つまり労働を提供して労働を得るといふ目的以外の少数の分子の方が、それ

らの方の生活の弱点に便乗して、そしてそれらの人を煽動されて、職業安定所の秩序をことさらに破壊せられると、いろいろな事例も私はなくはないと存じます。警察官がどのような態度をとつておられますか知りませんが、詳しくは存じませんが、そういうほんとうに生活に困り、そして日々の労働を提供することによつて生活をしのぐこととせられておる多数の方々のために、その秩序を守つて行くことは、すなわち公共の福祉を守つて行くこととて、ある場合にはやむを得ないことであらうと私は存するのであります。

○中野委員 労働大臣のお立場が、そういうふうな御見解を持たれるようになっておるのではありましようが、しかしそれは関係労働者の立場から考えますと、丁承のできないこととてあります。特に最近の警官のやり方を、私は先日みづから目撃したのであります。一種のテロリズムの徴候なんです。おそろくあの大家を平靜な状態に維持して参りますためには、これに挑戦するようないわゆる感情を挑発するようないわゆる取締り方式というのは、許されはならぬ。従つて万一のことをおもんばかつての動員ならば、それを思ひしめるような態度で終始しなければならぬ。私が目撃した範圍において考えましても、むしろ手を出したのは警察官である。こういう現実を労働大臣は無視されてはならぬ。私が考えますのは、むしろこれはひとりで労働大臣の責任というのではなくて、願わくはこの労働委員会がせつかく国政調査の権限もありまして、これは委員長に申し上げますが、そういう問題についての見解が非常に開くはずはないと思ふ。

だれが見ても同じ目で見ないのでありますから、そう開くはずがないにもかかわらず、見解が違ふということは、現場に對するほんとうの調査、實際を目撃しておるといふ経験の有無によるのではなからうか。こういうことは断然してはいけぬ。私は現実をほんとうに責任ある立場でよくつづきに調査検討して、そして判断を下すべきものだと考える。單に現実に對する實際の動きを断然して結論的なことを言うことは、お互いに慎みたいと思ふのであります。そういう意味から、万警察の官憲の取締りの方式が、私の今申しますように、警察が事を激発するような行動が、もしあるということが立証されましたら、労働大臣としてはどううふうなこれに對する——労働者を、守る立場の労働省としては、どううふうな御方針を持つておられるか、これも一應伺つておきたいと思ひます。

○保利國務大臣 労働者を守るということとは、私は單に労働省の役目であるとも存じません。これはやはり政府全般の使命がそこにあると思ふのであります。従いましてただいまのような警察官の行為がどういふものであります。御指摘によりまして、ずいぶんひどいように聞えますけれども、私はそういうふうな事例はまだ何一つありませんから存じませんが、要するに警察官が労働者を弾圧し、正当な労働組合運動を弾圧する、抑制するといふようなことは、今日の日本の事態において、あり得べからざると思つておる次第であります。もしさうな事態があるとしたら十分私は十分私は政府内部において注意いたして行きたいと思ひます。

つくようになるのではないか、かように存じておる次第でございます。

○中廣委員 大體法律家らしい御判断だつたと思いますが、待期日数は、原則的にこれをなくすべきものだという点については、局長の御見解もわれわれと同じだつたと思います。そうであれば、それへの努力として、ここにそれぞれ二日ずつ減らしたということになるであります。今日のきわめられて重要な問題は、これらの失業者諸君に、安定とまではもちろん行きませんが、安定に近い状態をつくり上げて行くかということ、が、國の熱意を込めての

方針でなければならぬと思います。そうなりますると、ようやく九%くらいの改善というのでは、その原則的な考

え方にこたえるには薄いのではないかと
いうのが一つ、もう一つは保険給付
をいたします場合の基礎計算として

は、やはり給料ということが問題なの
であります。私の承ります範囲によ
つて判断いたしますと、政府は最近

最低賃金制の確立、最低賃金制を実施する、こういう御用意があるかのように承るのであります。そこでこの保険

金の給付を受けます者の立場から考えますと、先ほども二百四十五円、あるいは二百四十円のことについて質尋

応答がかわされておりましたように、
 この最低賃金制の実施ということと、
 この保険給付の問題は、非常な深い関

連を持つておるわけであります。従いまして、労働大臣の方で、この最低賃金制に対する実施のための御用意、そし

ていつごろこれを国会に御提議になるのか、あるいはそのための最低資金法の制定に関するいろいろな具体的な、

あるいは数字的な御用意等についてこ

の際承つておきたいと思ひます。

○保利國務大臣 最低賃金制の問題は、先般の本案議で川崎議員の御質問に對してお答えいたしました通り、まず労働基準法の規定にのつとりまして、中央賃金審査会というものをできるだけ早い機会に設けまして、諸般の情勢から慎重な御検討を願うつもりであります。

○島田委員 私はこの際動議を提出いたします。

ただいま議題となつておりまする失業保険法の一部を改正する法律案につきましては、足かけ一両日にわたり、すでに質疑応答も十分行われたと思いますから、この際質疑を打ち切り、討論

の上、採決せられんことを望みます。
○倉石委員長　ただいまの島田君の動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の御起立を願います。

〔贊成者起立〕

○倉石委員長 起立多数。よつて本動議のごとく決定いたしましたので、失業保険法の一部を改正する法律案に対する質疑は終了いたしました。

引続いて討論に入ります。討論は通告順によりこれを許します。島田末信君。

○島田委員　ただいま議題となつております失業保険法の一部を改正する法律案に対しまして、私は自由党を代表して、賛成の意見を述べたいと存じます。

この改正案は、その骨子は、日雇い失業保険法制度の改正であります。特に日雇い失業保険制度につきましては、昨年十一月より失業保険料の徴収事務を開始いたしましたので、保険給付に

ついでには、本年一月より実施して参つたのでありますが、その実施の状況を見まするに、現下の日雇い労働被保険

者の保護は必ずしも十分でない点がありました。今回これが改善せられる状況に至りましたことは、まことにわれわれの意を強うするところであります。これが法律案につきましては、すでに提出理由の中においても明らかになっておりますように、まず第一点では、日雇い保険の受給資格要件を緩和することであつたであります。この

詳細はすでに提案理由の中で明らかにありますから、私はこれ以上申しません。さらに改正の第二点のおもな点は日雇い失業保険の待期日数を緩和し、短縮したことにあります。いわゆる失業保険経済の現状にかんがみまして、その最大限度にこの改正をいたしましたことについて、われ／＼は

心から賛意を表するものであります
が、ただせっかく改正されたこの法律案を、今後十分維持実行して行けるかどうかということは、今後における保険経済の維持確立ということが問題になると思います。それにつきましては、雇用量を増大するとか、あるいは失業者を少くして行くとかということ

が、いわゆる保険経済を十分に確立して行けるゆえんであると考えますし、政府におきましては、この点については十分御考慮の上、強く施策を実行されることを望んでやまないのであります。

以上私は簡単でありますが、本案に対する賛成意見を述べた次第であります。

す。

○倉石委員長 早川崇君。

○早川委員 私は国民民主党を代表い

たしまして、本一部改正法律案に対しまして、賛成いたしたいと思うのであります。

日雇い労働者の失業状態に対しまして、本法律案の一部改正は、根本的な解決ではありません。しかしながら、焼け石に水の程度でございますけれども、少しでも労働者の擁護になるような法案に対しましては、私たちは野党の立場でございますけれども、一步の前進として賛意を表する次第であります。

しかし根本的には、現在の政府の雇用問題に対する考え方に對しては、私は非常に疑問を持つておるのであります。言いかえれば、ただ何もやらないで、多数の失業者がおるといふことは、だれかが彼らの生活を負擔しなければならぬ。この事實を考えた場合には、総合的な國民經濟全般の立場から考へなければならない。

るならば、少しばかりの赤字公債あるいは赤字財政をもつてしても、なおかつ何らかの事業をつくつて、遊ばしておくよりは、使わせるということの方が、より日本全体の総合経済からいって、私はプラスになると思うのであります。言いかえれば、失業者が全部死んでしまふのであれば、これは国民総

落としていいかも知れませんが、そういつたことがない以上、ただ遊ばして、だれかが負担しなければならぬという、この現状をすみやかに脱却する。かような政策が必要であるのでありまして、かような考え方に立つて、われ／＼は完全雇用政策を強く主張しておるわけでありまして、ビザアリツ

ジ案に見られるような政策が、現下の日本に必要なゆえんもここにあるうと思います。従つてわが党といたしまし

ては、この改正法律案に賛成をいたしますが、政府は今後この雇用問題、失業問題に対しても、根本的な考え方を

の展開をされまして、失業問題と取組まなければ、何ほいろ／＼な場当り的な政策をとりましても、基本的に片づかないと思います。この点に対して一言警告を申し述べまして、本案に関する限りは御賛成いたす次第であります。

○倉石委員長 前田種男君。

○前田(種)委員 私は日本社会党を代

表いたしましたして、左記数点の意見を申し述べまして、本案に賛成いたしました。

まず、直接法案の改正の要点になつております内容につきましては、質疑のときにも申し上げましたように、われわれではできれば待期間間は廃止してもらいたいという希望を持つております。

す。最小限度の事務上の問題がござい
ますならば、改正されました六日、四
日を三日、二日というところまで切り
詰められないかというように、現実と
して考えられるのでございます。それ
から二十八日の日にちも、もう少し緩
和できないかという点を考えておりま
す。それから基本的には、日雇労働者

が一日働いて、二百四十円ないし二百四十五円という日給でございますが、その程度の給料で、はたして今日の生活の最低が守れるかというと、守れないのです。食えないような状態に置くということであれば、せつかく働く気持になつても、能率が上らないということになつております。私は何とかし

て、最低の生活を確保してやるという意味から言つても、日雇い労務者には一律に二百四十円という給料を、もつ

と思ひ切つて上げる。要するに最低に食えるような程度にまで上げるということを保障すべきだと思います。それと

ともに日雇い労働者には、一律に二百四十円というやり方は、当局の立場からいえば、一番安易な人の使い方です。私はこうした使い方に反対です。もつともつと上げて、やはり差等をつけるべきだ。能率の上る者は、二百四十円のもの、能率の下る者は、二百四十円のもの、を四百円やる、五百円やる、六百円やる、やつてもいい。同じ働いても、能率の上らない者には二百四十円とすると

いうように、やはり仕事の内容、成績によつて差等をつけるべきだ。大卒な国費を使つて働いてもらうという関係においては、真に働いてもらえるような環境に置くとともに、最低の生活を確保するという点に重点を置くべきだと私は考えます。それから給付金も、百四十円ではこれはわりです。やはり

この給付金もおのずから引上げて、牛職した場合には、被保険者として最低生活が確保できるようにする。そのために国家の予算が増加されてもやむを得ないと思います。また三円の保険金でこれで足りなければ、四円にしても五円にしてもいい。今の三円から五円にするということは、日雇い労働者は

必ずしも反対しないと思います。やはり給付金を上げて、内容がよくなるというところでありますれば、政府の負担とともに、被保険者も一部負担してもらうことを考慮してもらえんと思ひますから、要はこの内容をよくするというところに、重点を置かなくてはならぬと思います。

それから基本的には、吉田内閣の労働行政全体の問題、失業対策の全体の問題であるわけです。私は常に言つて

はならぬと考えます。こういう点等につきましても、ひとつ一段と労働大臣を中心にして御考慮つて、次の議合

しかもこれに対する無制限的な態度をとりませんことには、政府が自分が首を切つておいて、自分が失業者をつと

とも、あるいは神奈川でありました。とも、川口でありました。とも、この輪番制の問題については、まづ向から

賃金はあるいは二百四十円かもしれないが、その他あらゆる生活補助、特に

という方策は、本日の午後の労働委員
会においても、なぜ国鉄裁定を自由党

の諸君又政府はこれを認めることをがえんじないのか。あるいは過日の十五日において、人事院総裁は参議院の本会議において、来週中に人事院勧告を發表するということを明言したのであります。ところがどうでございましょうか。十八日には人事院総裁はすでにこれを撤回しまして、本委員会におきましても同様であります。こういう趨勢は、明らかに吉田政府が人事院の基本的な態度、少くとも国家公務員法が規定しております第一条、第三条、第五条というようなものを無視して、政府が一方的に人事院の勧告すらやらせない。この態度が実は国鉄の第二次裁定に、きわめて明瞭に現われて来るのであります。でありますから、米価の問題につきましても、労働賃金の問題にいたしましても、失業労働者のあ保險法改正の問題についても、明らかに吉田内閣は勸告階級を愚弄し、労働階級を欺瞞し、そうしてこのような方策によつて一応の緩和策があるやに見受けられる態度をとられておるのであります。こういう吉田政府がきわめて労働階級を愚弄し、勸告階級を破局窮乏のどん底に陥れする失業保險法案なるものに対しては、私は全面的に反対であります。とにもかくにも失業保險制度につきましても、社会保障制度の大きな一環として、私は当然待期日数は廃止すべし、かつ給与額についても前田君と同様であります。なるだけ多くの失業保險金を給与すべきである。同時に私はこの二十八日という問題につきましても、全体の失業者の数と現在の登録数との割合を考えまして、これを割つた数字で解決するところまでこの日には引下ぐべきであ

る。こういうふうに私は考えておるのであります。なお私は失業労働者に対しては、保險金を絶対に徴収すべきでない。同時に現在の二〇四はきわめて低いのでありますから、できることならば、当然私は三百五十円ないし四百円は支給するのが妥当と考えておるのであります。かかる見地に立ちまゐり、現在の改正法は決して日雇い労働者のためになるのではなくて、失業の増大ということ、就労手帳の關係と、保險經濟學上の關係を理由といたしまして、一応改正らしきものを出しまして、そうして實際には日雇い労働者諸君の窮状をさらに倍加するところの、最も悪い法律であると指摘して、日本共産黨は反対せざるを得ないのであります。發言する者あり。君は發言を許されていない。でありますから、かかる観点から本案には反対をいたします。

○倉石委員長 中原君。

○中原委員 私は労働者農民党を代表いたしましたので、この案件に対する所信を申し述べたいと思つております。現在の吉田内閣が、いわゆる經濟安定政策なるものによりまして、失業者を救つておられないことにつきましては、もはや自他ともにこれを否定することができないのであります。失業者が街頭にあふれ、しかもその失業者がさらに失業救済事業の中におさまらば、あふれを食ひ、重ねての失業状態に追い込まれておる現状でありまして、これらの政策に對しまして、政府はこの失業者を吸収、解決、消化、処理するための具体的な方針対策を持つておりませず、ただようやくいわれる公共事業その他急の失業対策事業等の名によりまし

て、むしろ労働階級の要望いたしておりますような失業消化の対策をとることなく、ひたすら一つ誤れば國を、あるいはわが國の労働行政を再び平和的な方向へ追いやることゝの危険性をはらみつつ、そういう各種の事業を取上げて、いわば失業対策事業としての根源が、これらの公共事業費、あるいは緊急失業対策費の中に盛り込まれたような、そういう事業に終始することが、究極において労働階級を失業から救ひ、健康にして文化的な生活を確保せしめるような条件をつくることにならない。そういう方向へひた走りに進みつつあります政府の今日の失業政策は、われ／＼断じてこれに屈服することができないのであります。従いましてこの失業政策は、今回上程されております失業保險法の一部改正という部分的な改正によりまして、その間の國民の窮迫、あるいは労働階級の憤激といふものに対して、一つの便法的な、臨時的な役割をこの中に織り込んでいくということが、遺憾ながら指摘されるのであります。と申しますことは、このような法律を通しまして、眞実に失業問題が解決されないからであります。

さらに私が先ほども質疑の中でちよつと触れましたように、いわゆる標準賃金の問題であります。その標準賃金の問題は、政府が近く立案するとか称せられております最低賃金制の中に当然織り込まれて来るであらうと考えますが、この政府の最低賃金制そのものに対する底意は、決して労働階級に労働再生産し、あるいは文化的にして健康な生活を保障するということをねらうものではなくして、今日までひた押

しに押えて参りました低賃金を固定化し、いわば飢餓賃金の名のもとに労働階級をくぎづけする内容を持つていることがうかがわれるのであります。そういうものを根幹としての標準賃金を基礎とする失業保險の給付には、われわれは遺憾ながら期待を寄せることができないのであります。そのような根本的な構想の上に立つて失業保險法が施行され、あるいは今回の改正を見ただけであります。従いまして、これがその表面に列挙するような、失業をなくし、あるいは失業状態の労働者の生活を安定せしめることをほんとうにねらう施策であり、法律案でございすならば、われ／＼は何でこれに對して異論をさしはさみましようか。これらの諸点を総合して考えますときに、この失業保險法一部改正に関する法律案は、單にこの急場を糊塗するところの、いわゆる注意を外にそらすための欺瞞的な方策であるということ、遺憾ながら指摘せざるを得ないのであります。このような観点に立ちまゐり、はなはだ遺憾であります。労働者農民党はこの政府の反動的な政治の一環としての本改正法律案に、反対を表明せざるを得ないのであります。

○倉石委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより失業保險法の一部を改正する法律案について採決いたします。原案の通り御賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○倉石委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。

なお報告書の作成については委員長に御一任願いたいと思つていますが、いか

がでございまいしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○倉石委員長 御異議がなければ、さように決定いたします。

それでは午後二時三十分まで休憩いたします。

午後一時九分休憩

午後三時二十九分開議

○倉石委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

本日は御多忙中にもかかわらず、重ねて御出席を願ひました参考人各位に對しまして、厚く御礼を申し上げます。

これより公共企業体労働關係法第十六条第二項の規定に基き、國會の議決を求めるの件(第七國會議決第三号)を議題として質疑に入ります。赤松勇君。

○赤松委員 本日は國鉄第二次裁定の第一項並びに第二項について、重大な關係のございします加賀山参考人の御出席がございせんことは、はなはだ遺憾でございします。従いまして本國會におきましては、この第二次裁定に関する第一項、第二項について、十分國鉄公社の意見を徴するということは、きわめて困難であると思つてございします。従つて私は加賀山参考人に対する意見の聴取はこれを確保しておきます。委員長はきわめて近い将来、後ほど理事会で、おそらく次期委員会が決定されるでございまいしょうが、その際は必ずひとつ加賀山参考人の御出席をば願ひたい、この点を強く要求しておきます。

まず第一に、政府にお尋ねしたいのは、第七國會におきまして、本労働委

員会に再度付託されております公共企業体労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるという事で、この裁定が出て来ておるのであります。御承知のようにこれは継続審査という事に相なつたのであります。われわれ委員会としては、はなはだ遺憾でございまして、その間十分なる継続審査を行なかつたという事は、委員会の重大な責任であると思つております。第八国会に入ります、政府は再度この案件を国会に議決を求めて参ります。本委員会に付託になつたのでございまして、政府はどのような手続を経て本国会に提出になつたのであるか、提出の手続、時期、理由、そういうものにつきまして、一応確めておきたいと思つてございまして。

○赤松委員 再度国会に御提出なさいました手続はふんでいい。第七国会から自動的に継続審査になつておる。その御答弁で間違ひございせんか。問題でございまして、おそらく私は間違つておると思つてございしますが、もう一度ひとつお答え願ひいたします。

○赤松委員 赤松君、その点は議院の運営のことでありまして、委員長から本案を受理いたしました手続を御説明申し上げます。

○赤松委員 委員長、私は委員長から

議院運営に關する手続につきまして、十分お伺ひすることにいたします。私は委員長にお尋ねしておるのではなくて、政府に対して——政府は資金上、予算上不可能である、いわゆる公労法第十六条第二項に基いて国会に提出されたのでありますから、政府の責任をただす意味におきまして、私は政府當局に質問しておるのであります。政府みずからお答え願ひたいと思つてございまして。

○山村政府委員 政府側といたしましては、先ほど關谷運輸政務次官から御答弁いたしました通りであります。

○赤松委員 七月十三日に再提出の手続をとつておられることは、すでに公報に明らかになつておるのでございします。これはいかがでございましてしょうか。

○倉石委員長 赤松君、この間の委員会でもちよつと再提出というお言葉がありましたけれども、これは第七国会で継続審査になりまして、そのまゝ本院にとどまつておつたのであります。それを再び本院から労働委員会に再付託という手続をふまれて、同一のものに付託されたということになつておるのであります。手続上の問題はそれで御了承願ひせんか。

○赤松委員 この点につきましては、お互いに運営委員を長くやつておられますから、せつかく委員長がそう申されますから、一応委員長の顔を立てて、この点につきましては、また後日運輸大臣なりあるいはその他の方々の御出席なさりました際に、事態を明確にしたいと思ひます。

そこでさらに私はお尋ねしたい

のでございまして、第二次裁定書の第一の賃金関係でございまして。第一項の国鉄は公共企業体であつて、これは国家公務員の給与とは異なるものである。おのずから業態も違ふし、経済活動、生産活動が違ふのであるから、そういう行政機関と企業体の従業員とは、おのずから給与の形が別個でなければならぬということが第一にうたわれておるのでございまして、この点につきまして、政府の御見解はいかがでございましてしょうか。

○山村政府委員 政府といたしましては、裁定の御趣旨は十分尊重いたしました考えを持つております。

○赤松委員 裁定の趣旨を十分に尊重するということは、これを確認されたものと解釈してよろしゅうございしますか。

○山村政府委員 その通りでございします。

○赤松委員 しからば続いてお尋ねいたしますが、同じく第一の賃金関係でございまして、この裁定の出ました當時は、昭和二十五年年度予算案の執行につきまして、当然この執行の過程において、あるいはこの予算執行のために物価が上がるかもしれない、消費者の実際の価格はあるいは上るのではないかという予想を立てておられますし、他面におきましてはシャープ勧告によりまして、所得税法の改正によつて当然勤務所得税も、これまたわれわれは改悪と考へておられますが、これが政府のお言葉に従えば改正になる。この裁定は必ずしも減税になるとは考えられない。さらに物価や生計費の見通し等につきましても、はつきりここに言

つておる。それは民間賃金と国鉄職員

との開きが、名実ともに著しく縮まる見通しを持ち得ないということだけはつきり言えるということをおぼ、この裁定は言つておるのでございまして。この点につきましては、政府はどのようにお考えでございましてしょうか。はたして所得税の改正あるいは二十五年年度予算の執行、その他現在の物価の変動等、あるいは消費者実効価格の変動、こういうものに伴つて、現在の賃金が実質的に下つておるか。それとも実質的には上つておるか。こういう点についてはいかがでございましてしょうか。

○山村政府委員 お答え申し上げますが、実質上の賃金が上つておるか、あるいは下つておるかという御質問でございしますが、この点の認定は非常にむづかしい問題でございまして、いろいろの角度から検討されなければなりません。しかし大体におきまして、一応インフレの収束その他から言ひまして、実質上の向上をたどつておると考へます。

○赤松委員 この点につきましては、私とその見解はまるで違ふのでございします。しかしながら労働政務次官にこの点をいろいろお尋ねするといふのもどうかと思ひますので、これはまた後日いろいろ質問したいと思ひます。

○赤松委員 続いてお尋ねいたしますが、やはり裁定の賃金関係の第四でございまして、公共企業体職員及び政府職員の給与の引上げが行われたとしても、今日の現状においては、民間賃金や物価に大きな影響を及ぼすとは認めがたい。仲裁委員会はこういう見解をとつておられますが、これも政府はそのままお認めになるでございましてしょうか。

○山村政府委員 お答え申し上げます

す。この問題は各業態々々によりまして、いろいろな程度の相違があると思ひます。

○赤松委員 先般池田大蔵大臣は本会議の席上、給与を引上げて、これは現在のデフレ下においては、民間の給与あるいはまた物価に及ぼしたる影響がないということを明白に言つておるのでございしますが、この点もまた、しばらく御質問を避けまいしう。これはまた後日御質問をすることにいたします。

そこでやはり賃金関係の第五でございしますが、第五の中に、国鉄の経理状態が著しく改善されることは事実である。しかしながらこの裁定の出た當時、まだこれは初年度にすぎないから、今からそれを予測するといふことは困難ではあるが、少くとも仲裁委員会の見通しとしては、二十五年年度における国鉄の経理状態が著しく改善される。この改善されるという事は、従業員

の国鉄輸送力増強に關する非常な努力がものを言うだろうといふことも、やはり裁定の中に言つてゐる。あるいは右炭費の節約その他の問題も含まれておりますが、この間加賀山参考人が本委員会において御証言なさいましたその中に、八月か九月になれば明確なる見通し、つまりこの裁定にうたつておられます国鉄の経理状態が著しく改善されるという見通しが立つ。願わくばひとつそれまで待つてもらいたいといふことをば証言したことは、これは速記録に載つておる通りでございします。

そこで加賀山参考人の申しします、たとへば今四月の決算がまだ行われていない。この四月の決算は大体七月もしくは八月にはその決算が終る。そうし

やいました、経費に余剰を生じた場合に、これを職員に還元すると申しましたか、第一次裁定の第三項であつたかと思ひますが、この措置を講じてない、その点についてお尋ねではないかと申うのであります。この点につきましては、裁定にもございませう、この方法は制度の設定でございまして、その方法は制度を設定するに、組合側と当局側とで協議の上で定めるようになつておるのでございます。ところが一応その点に關しまして、今年度の問題といたしますれば、予算総則の給与総額の問題がございまして、この点との關連がどうなるかとの質問を、国鉄当局より私どもの方は受けております。

これに對しましては、具体的に制度の内容がきまらなければ、この給与総額のわくの中に入れるべきか、あるいは経費の節減として、報奨的なものとして、別個の資金と考へてしかるべきものか、わかりかねるから、具体的な内容を早く示してもらへば、それに應じて政府としての意見を述べ、こゝういふふうにしておるのでございます。これは政府自体がつくるものではなくて、国鉄と組合側とが協議の上、まずそゝういふ制度のやり方を考へるといういきさつになつております。政府においてはそれ以上御答弁を申し上げる材料を持たないわけでございます。

それから工事勘定を給与にまかせないかという御質問でございまして、これは人的支出と経費的支出とはまつた別個のものでございまして、それを自己資金でまかなうかどうかという点については、それはその当時の経理状態、あるいは企業経営上の健全度の建前から、いづれ御議論はあり得ると思ふのであります。ただしし本年の予算はさういふ形でもつて、国会の御承認を願つておつたわけでございまして、しかも大体におきまして、今年度の工事勘定の内容については、ほとんど実体資本の維持に使われる。いわば減価償却的性質の工事に対するものに自己資金を充當いたしましたして、新しくコンストラクションにつきましまして、これも前国会で御承認を得ました見返り資金よりの交付金によつてまかなうという予定に相なつてゐる次第でございまして、従つて、これを経費の方に流用いたすまいことは、国鉄の現在の予算上不可能と一応相なるものかと考へております。

○赤松委員 損益勘定のことはあなたに聞いてもしかたがないので、これは運輸大臣が御出席になりました際に尋ねたい。ただ私は国鉄の労組の方に尋ねたいのですが、ただいま政府委員から御答弁がございましたが、このシステムをつくるために組合側と団体交渉、協議をされた事実があるかどうかということが第一点。第二点といたしましては、この裁定書の中に、収入の増加が主として運賃の改正によるものと言ひ得るとしても、仕事量の増加もまた事実であつて、特に二十四年度において十万人に及ぶ整理の結果、まず職員一人当りの仕事量を増加せしめてゐる点は見逃しがたい、こゝういふことを裁定書は言つてゐるのでございまして、私最近聞くとこによれば、朝鮮事変の影響を受けまして、輸送面が非常に増強されました、一段と労働強化がひどくなつてゐるというのを聞いてゐるのでございませう。定員に縛られて、このようになら

に一段と——この仲裁委員会の裁定書が出た時分はまだ朝鮮事変はなかつた。その当時でさえも十万人の整理によつて、二十四年度は十万人の整理によつて、職員一人当りの仕事量が非常に増加して、労働強化になつてゐることは見逃しがたいと言つてゐる。いわんや最近朝鮮事変の影響もございまして、仕事量はますますふえつつあると思ふのでございまして、それに対して国鉄公社がどのような待遇をしてゐるか。どのように労働条件を改善して、それに報いてゐるか。この二点につきまして御質問をしたいと思ふのでございませう。

○赤松委員 損益勘定のことはあなたに聞いてもしかたがないので、これは運輸大臣が御出席になりました際に尋ねたい。ただ私は国鉄の労組の方に尋ねたいのですが、ただいま政府委員から御答弁がございましたが、このシステムをつくるために組合側と団体交渉、協議をされた事実があるかどうかということが第一点。第二点といたしましては、この裁定書の中に、収入の増加が主として運賃の改正によるものと言ひ得るとしても、仕事量の増加もまた事実であつて、特に二十四年度において十万人に及ぶ整理の結果、まず職員一人当りの仕事量を増加せしめてゐる点は見逃しがたい、こゝういふことを裁定書は言つてゐるのでございまして、私最近聞くとこによれば、朝鮮事変の影響を受けまして、輸送面が非常に増強されました、一段と労働強化がひどくなつてゐるというのを聞いてゐるのでございませう。定員に縛られて、このようになら

う仕事に徹夜して當つてゐる者が、そうした危険にさらされるということ、組合のわれ／＼としても事重大でありますので、何とかしなければいかぬ。当局としてももちろん考へてはおると思ひますが、いまだ具体的な指示あるいはこれに対する交渉には入つておりません。

ところでこれらの仕事量が増加した、あるいは生命の危険にもさらされるというふうなことに對して、何か待遇上かわつたことがあるかというふうなお尋ねでございまして、御承知のように現在の待遇面については、昨年度の延長でございまして、現在のところこの面に改善があつたということをおし上げる具体的事例がないのであります。以上御答弁申し上げます。

○赤松委員 国鉄公社の方では、ただいま労組側から御答弁がございましたが、昨年、昭和二十四年度ですら十万人の首切りが出て、一人当りの仕事量がふえてゐる。まして最近におきましては、朝鮮事変のために、ますます仕事量がふえるばかりでなくて、生命の危険にさらされ、中にはピストルが発射されて、その生命を保障したいといふ重大な事実もあるのであります。実は私国鉄の下部の諸君にもいろいろ会ひまして、よく聞くのであります。それが、実際に最近列車事故が非常に多い。それから仕事量の量も今お話がございましたように三倍になつておる。これに對しまして、何らの積極的な待遇対策というものが立てられていないといふことになりましますならば、これはきつめて重大な問題だ。今われ／＼がこゝで審議しておりますものは、これは一般的な、たとえは物價、民間賃金あるいは

はその他と比較いたしましたして、国鉄の従業員の給与が著しく低い。低いからこれを一般的なものにまで、何とか引上げる一つの準備過程として、この仲裁委員会が示したような条件をひとつ満たしてもらいたいということが論議になつておる。ところが最近におきまして、この裁定をいたすどころか、実際は今実質賃金が、どん／＼労働強化によつて切下げられつつあるという状態なのであります。これに對しまして一体どのような対策を立つておられるのでありましようか。

○小林説明員 今お話のございました朝鮮の問題に關連しました点でございまして、これにつきましては最初に問題になりましたのが、アメリカ軍による、鐵道の元關釜路に就航してございまして、船の備船がございました。その備船につきましては、大休民間における備船と同じような手当をいたすことになつております。それから国内の輸送につきましては、部分的には当初のうち、相当輸送も繁忙でございまして、最近近は常態と申しますか、ある程度一定の形態をとつて参りましたので、さういふ強化にはならないのではないかと申つております。もつとも組合側からこの点につきまして交渉がございませうれば、われ／＼といたしまして、その点について十分協議をいたしたいと存じております。

○赤松委員 ただいまの答弁に對して運輸省側、それから国鉄労組側の御意見を伺いたいと思ひます。

○足羽政府委員 運輸省といつたしましては、事給与の実施に關することでございますので、国鉄当局と組合側との協議によつて参りたい、かように考へ

ております。

それから朝鮮事案に關連いたします輸送量の増加でございますが、これはただいま正確な数字を申し上げるものを持つていないので、はなはだ遺憾でございますが、六月末におきましては一時輸送のふえましたことはございまして、昨今におきましてはほとんど平常輸送と大差ない状態であること、数字をもつてお答えできると思ひます。

○齊藤参考人 仕事量の問題であります、これはいろいろな關係がありまして、数字をもつて申し上げることは私差控へたいと思ひますが、その方面の關係の仕事は約三倍に上つた。きのうきようどうであるかという確認をされまして、私は答へかねますが、とにかくその方面の仕事は約三倍に上つたといふことは、申し上げられると思ひます。この点について、ただいまの赤松委員の国鉄公社に對する確認によりまして、国鉄当局はこうした問題について相談に應ずる用意があるといふことでございますので、われ／＼組合はさつ／＼このことについては何らかの措置をしてもらう、給与的な措置をしてもらうといふことについて交渉に移りたい、そう考へます。

○赤松委員 御承知のようにこの裁定書の中には、人件費については損益勘定だけでも行政整理による九万六千余人の人員減の結果、基本給だけで十九億二千万円が節約になつてゐる。昇給その他を見込んで、二十五年には十八億九千万円程度の節約になる。これは昇給が行われるかどうか、私はよくわかりませんが、かりに昇給

が行われても、その他を見込んで、二十五年においては十八億九千万程度が余つて来る。それから退職手当については、四十五億五千万円程度から五億二千万円に減少するから、差引四十億三千三百万円の余裕となり、その他を含め人件費総額は七十一億円の節約になる。この財源に關しましては運輸省すなわち政府の方では、とかくいろいろ国鉄公社を牽制する。あるいは労働側に対していろいろ／＼圧迫する。ところが今言つたようにこういう客觀的情勢が非常に切迫して参りました。占領軍の輸送状況がきつめて重大化して参りました。国鉄従業員の生命の危険あるいは労働力の強化、こういうことが現実の問題になつて来て、われわれ労働委員会が今御質問しますといふと、これは国鉄公社と従業員との間の団体交渉でやるべきであつて、われわれの方は知らない。こういう御答へはきつめて不親切であるばかりでなく、これがほんとうの反動政策である。だからもつ／＼そういう面について

は親切に考へなければならぬ。なお私いろいろ質問したいのでございしますが、どうも運輸大臣もいない、あるいは公社の責任者であります加賀山総裁も来ていないので、ほとんど質問をいたしても、まるでのれんに胸押しのような状態でございます。これ以上私質問をする勇氣をはなはだ残念ながら持ち合せておりません。従ひまして運輸大臣、加賀山総裁、これらに對する私の質問は當保いたしまして、次回の委員会に再度質問をしたいと思ひます。なお私の質問を補充する意味で、前田委員から質問があると思ひますが、私の質問はこの程度で

當保をしておきます。○倉石委員長 この際委員長から政府当局にお尋ねをいたしておきたいのでありますが、先ほど赤松委員の御質問のうちで、明確な点についてお答えが不明瞭であつたようでありまして、先ほど赤松委員は、工事費の中から余裕があつたならば、待遇改善にまわすことができるではないかというお尋ねをなさつたのでありますけれども、それについて政府側は明確なお答えがありません。それで、これは委員長からあらためてお尋ねいたしますのでありますが、もし国鉄当局が待遇改善を考へられた場合に、人件費の余裕以外のところからこれを流用しようとする場合に、運輸省は運輸省だけでこれを許可することができるといふかどうかというお答えがなかつた。その点について私の方から念を押してお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○足羽政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、人件費の余裕以外の点でもつて、給与の改善に国鉄の予算を流用したさなければならぬ場合は、運輸省なり、あるいは大蔵省という、政府内部だけの行為ではできませんので、これは予算の変更という形でもつて、国会の御審議を経なければならぬ筋合いのものでございます。

○前田(種)委員 私も質問を當保いたします。○赤松委員 はなはだ残念でございますが、本日の委員会はこの程度にいたしまして、できれば会期も切迫しておりますから、明日開いていただきたい。なお加賀山総裁、運輸大臣はぜひとも御出席願いたいということを希望しておきます。

○倉石委員長 本日はこの程度に止めます。

なお次回の労働委員会開会の際は、参考人各位の御出席を再びお願いして、審査を進めたいと存じますから、本日御出席の参考人各位は、御足労ながら次会にも御出席をお願いいたしますのであります。右御了承をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時十五分散会

〔参照〕

失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕